

常総市監査委員告示第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成22年11月15日に提出された常総市職員措置請求の監査結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年1月6日

常総市監査委員 北村 栄子

常総市監査委員 岡野 政美

常総市職員措置請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

職業 (省略)

2 請求書の提出

請求書は、平成22年11月15日に提出され、同日受け付けた。

3 措置請求の要旨

常総市は、平成21年5月1日に、団体Aと「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結し、同事業を委託した。

団体Aが常総市に提出した「団体A 21年度帳簿」には、次のとおり数々の不明確な問題点が含まれている。

- (1) 同年8月15日に常総市より同年7月分290,000円の支払いが記帳されているが、通常土曜日は振込みが行えないことから、違法な操作が行われたか。
- (2) 帳簿が日付順に並んでおらず、当月分の諸経費等を支払った後に、遡って以前の月分の諸経費等を支払っているのは、帳簿上違法な操作が行われたか。
- (3) 10月から3月分の収支の整合がとれておらず、月ごとの支出の合計と市からの支払額に違いがある。しかし、年度末においては、支出の総合計と市からの支払額の合計が合っているのは、違法な行為が行われたか。
- (4) 9月30日にEモバイル基本料金9,960円を支出し、以後、毎月同額の基本料金を支出しているが、Eモバイル本体は10月31日に購入している。本体を購入する以前の1か月分のEモバイル基本料金は、不要ではないか。
- (5) 3月31日にパソコン他機器リース代41,850円を支出しているが、他の月のパソコン他機器リース代に比べて約2倍であるのは、違法な帳簿操作が行われたか。
- (6) 市民協働課が作成した「平成21年度ふるさと雇用再生特別基金事業実績報告書」と団体Aの「団体A 21年度帳簿」を比べてみると、「市民協働フォーラム」については、6月20日開催分の講師謝礼は常総市が支出し、1月31日開催分の講師謝礼は団体Aが支出している。また、9月27日に開催した「市民討議会」については、常総市は団体Aに委託した費用を支払っていない。このように、委託事業として行っている事業内で、委託された団体Aが支払う場合と、直接市が支払う場合があることは、委託契約

上問題があるのではないか。

よって、常総市が団体Aに対して支払った委託料の一部は、不当な公金の支出であることから、常総市は損害を被った。

したがって、常総市が不当に支払った分に利息分も付けて、常総市に返還させることを求める。

4 請求の要件審査

本件措置請求のうち、第1の3(1)、(4)及び(6)のうち平成22年1月31日の講師への謝礼支出以外の部分は下記の理由により不適法と認めるので、却下する。

却下の理由

- (1) 普通地方公共団体の住民が住民監査請求を請求するに当たっては、地方自治法第242条第2項により、「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定められている。

そして、請求人による本件措置請求のうち、上記で特定した部分は、当該支出行為から1年経過後に為されたものであることは明らかである。したがって、請求人に「正当な理由」がない限り、本件措置請求は不適法である。

このただし書きにいう「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解されている（昭和63年4月22日最高裁判所判決、平成14年9月12日最高裁判所判決参照）。

さて、請求人が本件措置請求にかかる行為の存在又は内容を知ることができたと解される時点について検討するに、請求人は、常総市に対して、平成22年4月26日に「市民コミュニティ支援事業」に対する情報公開請求を行い、同年5月11日に市民コミュニティ支援事業委託契約書、団体A21年度帳簿、平成21年度ふるさと雇用再生特別基金事業実績報告書等の写しを入手している。上記文書の性質上、請求人による上記情報公開請求は、常総市と団体Aとの間の収支について調査する目的で行われたものと認められる。

以上のことから、請求人は、遅くとも、平成22年5月11日ころには、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解されるべきである。ところが、請求人は、このころから約6か月を経過した平成22年11月15日に請求しており、相当な期間内に監査請求をしたとは解せないことから、地方自治法第242条第2項のただし書きにいう「正当な理由」がないものと判断する。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

上述のとおり、常総市が団体Aに対して支払った委託料のうち、当該行為のあった日から1年を経過したものについては監査の対象外となるため、監査の対象事項は平成21年11月16日から平成22年5月17日までに支出に関する下記事項となる。

- (1) 帳簿が日付順に並んでおらず、当月分の諸経費等を支払った後に、遡って以前の月分の諸経費等を支払っているのは、帳簿上違法な操作が行われたか。
- (2) 10月から3月分の収支の整合がとれておらず、月ごとの支出の合計と市からの支払額に違いがある。しかし、年度末においては、支出の総合計と市からの支払額の合計が合っているのは、違法な行為が行われたか。
- (3) 平成22年3月31日にパソコン他機器リース代41,850円を支出しているが、他の月のパソコン他機器リース代に比べて約2倍であるのは、違法な帳簿操作が行われたか。
- (4) 同年1月31日開催の市民協働フォーラムにおける講師謝礼の支出は、委託契約上問題があるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年12月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、同日請求人から本件に係わる新たな証拠7件が提出された。

3 監査対象部課

総務部総務課

市民生活部市民協働課

産業労働部商工観光課

会計課

4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課及びその他関係する課から提出された関係書類の調査を行うとともに、平成22年12月15日に市民生活部長、市民生活部次長、市民協働課長、市民協働課職員1人から関係職員調査を行った。

5 監査の期間

平成22年11月17日から平成23年1月5日まで

第3 事実関係の確認

関係書類調査及び関係職員調査により確認した事項は、次のとおりである。

1 「市民コミュニティ支援事業」について

「市民コミュニティ支援事業」は、国の緊急雇用対策による「ふるさと雇用再生特別基金」の補助事業であり、市民協働のまちづくりの推進を目的とした平成21年度から平成23年度までの3ヵ年継続事業である。

平成21年度の事業として、平成21年5月1日、常総市長と団体Aは委託契約を締結している。

この委託契約の第7条には、市から団体Aへの委託料については、委託事業の業務に要する諸経費及び新規雇用者の給料とし、総額で4,290,000円（消費税相当額を含む）を超えない額とするとされており、また、第9条では、団体Aは、委託事業を実施した当該月に係る委託事業の業務に要した諸経費及び新規雇用者の給料に相当する額を当該月の翌月5日までに請求し、市は、当該請求を受けたときは、請求に係る委託事業の実施を確認し、速やかにこれを団体Aに支払うものとされている。さらに、同契約書の第10条第3項において、「前項前段の規定による書類の精査の結果、常総市が団体Aに支払った委託料に過払いが生じ、又は委託事業の実施に伴う団体Aの収入があるときは、常総市は、当該過払い又は収入に相当する金額の返還を団体Aに求めるものとする。」と定められている。

平成21年度常総市一般会計補正予算（第1号）については、平成21年3月23日の議員全員協議会で、事業の必要性、妥当性等報告し、平成21年4月1日専決処分、予算に計上され、同年5月14日開催の臨時議会で承認されている。

2 市民コミュニティ支援事業委託契約に基づく業務に要した諸経費の支出について

(1) 帳簿の日付が順序不同に記帳されており、遡って以前の月分の諸経費等を支出していることについては、団体A21年度帳簿の写しを調べた結果、日付が順序不同な箇所が多く見られ、又、10月1日の帳簿105円分、10月14日のファイル630円分、10月9日のお茶代1,317円分及び12月15日の延長コード2本3,276円分の4件が、市から当月分の諸経費等が支払われた後に、帳簿に記帳されている。

このことについては、団体Aは、月ごとに人件費、物件費を記帳してから当該月の事務費を記帳しており、又、団体Aの者が物品を立替払いで購入した際、団体Aへの領収書の提出が遅れ、経費の記帳漏れが起きたために日付を無視して記帳してしまったのである。

(2) 10月から3月分の収支の整合がとれておらず、月ごとの支出の合計と市からの支払額に違いがあることについては、領収証等の写しと市の支出伝票を調べた結果、次のとおりである。

なお、10月分から3月分のEモバイル基本料金については、定額料金が4,987円であり、請求誤りであった。

	(領収証分)	(市からの振込額, 振込日)	過払い額
10月分	309,914円	313,265円 11月25日	3,351円
11月分	287,243円	299,038円 12月24日	11,795円
12月分	973,465円	975,850円 1月15日	2,385円
1月分	383,644円	388,707円 2月25日	5,063円
2月分	238,164円	246,413円 3月25日	8,249円
3月分	278,267円	277,262円 5月17日	△1,005円
計	2,470,697円	2,500,535円	29,838円

このことについては、団体Aが委託料の請求金額を月ごとによく確認しないで誤って請求を行ったことと、市が請求書と領収書を毎月チェックしなかったために起きたものである。

- (3) パソコン他機器リース代については、11月分から2月分の支出が20,450円で、3月分の支出が41,850円と記帳されている。この内訳は、11月分から2月分は、パソコン2台分(15,450円)とスキャナー1台分(5,000円)であり、3月分は、パソコン2台分(15,450円)とデジタルカメラ1台分(26,400円)である。
- (4) 1月31日開催の市民協働フォーラムについては、委託契約に基づいて団体Aが実施し、団体Aが平成22年1月31日に10,000円の講師謝礼を支払っている。

第4 監査の結果

1 第2の1(1)について

本項目は、団体Aが、当月分につき、翌月5日までに請求を行うべきところ、経理の遅延から、翌々月になって市へ請求を行ったために、起こったものである。

ところで、市と団体Aとの委託契約書第9条には、前述のとおり、団体Aは、委託事業を実施した当該月に係る委託事業の業務に要した諸経費及び新規雇用者の給料に相当する額を当該月の翌月5日までに請求するとされているが、これは、団体Aが翌月5日までに請求を行わなかった諸経費について、市の支払義務を免除する規定ではない。それゆえに、団体Aによる請求が遅れたものについても、市は依然として支払義務を負っており、団体Aが当該月分として請求するべきであった諸経費について、経理の遅延から翌月5日までに請求出来なかったものを、翌々月の請求において市が支払うことは、市の契約上の義務の履行であり、違法又は不当であるとは言えない。

2 第2の1(2)について

平成21年10月から平成22年3月までの収支の整合がないのは、請求元である団体Aが月ごとの金額を誤って市に請求したことが原因であり、市も月ごとの請求を受ける際に証書等の一部の確認を怠り、請求書に書かれた金額をそのま

ま支払ったために起きたことである。委託契約書第9条第2項は、市は、団体Aから請求を受けたときは、請求に係る委託事業の実施を確認するものとされているが、これは、委託事業の実施の有無だけでなく、実施に要した諸経費の金額についても、領収証等支払いの証拠の提出を求めるなどして、適切に確認する義務を市に負わせた規定と考えられる。しかしながら、市による平成21年10月から平成22年3月分までの業務委託料の支払いは、団体Aに対する領収証等支払いの証拠の提出をきちんと求めて照合を行う手を怠って為されたものである。常総市が、当該月に係っていない委託事業の業務に要した諸経費を団体Aに対して支出したことは契約に違反する行為であり、その結果、市が団体Aに支払った過払額29,838円は、違法な公金の支出であると判断する。

本件支出行為は、県からの100%の補助金によって賄っていたため、上記公金支出によって、直ちに市が損害を受けたとは言えないが、委託業務契約第10条第3項には、前述のとおり過払いが発生した場合には返還をすることが規定されているのであって、委託業務料を県からの補助金によって賄っていたことをもって、同支出行為の違法性が払拭されるものではない。

なお、過払い金分の利息については、この委託事業が県からの100%補助事業であり、県への補助金の返還を伴うことから、県との協議が必要になるため、その時点で処理すべきであると判断する。

3 第2の1(3)について

平成22年3月分のパソコン他機器リース代の増加(26,400円)については、市民コミュニティサイトの管理運営のためのデジタルカメラ1台分が増えたことによるものであることから、違法な公金の支出ではないと判断する。

4 第2の1(4)について

市民協働フォーラムで講演を行った講師への謝礼金は、市民コミュニティ支援事業委託契約書に基づいての業務に伴う支出であることから、同契約第9条第1項の諸経費に当たり、違法又は不当な公金の支出ではないと判断する。

第5 市長に対する勧告

本件監査に係る監査委員の判断は、前述のとおりであるが、次のとおり勧告する。

1 措置すべき事項

団体Aに支払った市民コミュニティ支援事業委託契約に基づいた委託料のうちの過払い額について、同契約第10条第3項に基づき、団体Aに対し、返還を求めること。

2 利息の加算

過払い額の利息については、県と協議の上、適切に処理すること。

3 措置期限

平成23年1月26日までとする。

上記の勧告に係る事項について、地方自治法第199条第12項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置状況を回答されたい。

第6 市長に対する要望

地方公共団体の財政は国の予算と密接不離の関係にあり、その財源の相当部分は国に依存せざるを得ず、制度上における制約や現実の事情もあるが、事務処理が不適切であったことは事実であり、財務会計上好ましいことではない。このことにより、市民の疑惑を招いたことは甚だ遺憾といわざるを得ない。

今後、事務事業の執行に当たっては、管理体制を一層強化し、法令を遵守した執行等に万全を期すべく強く要望します。

なお、今回の住民監査請求については、地方自治法の規定により、請求が1年を経過した事項については対象外となりました。しかし、当事業は3ヵ年計画であり、現在も続いていることから、市が自主的に、平成21年度当初分から精査を行い、又、県とも協議をして、全般的に業務の見直しを図られるよう要望します。